

## 奈良県林業経営体に関する情報の登録・公表要領

### (目的)

第1条 この要領は、森林所有者、事業発注者等が、本県が作成する林業経営体名簿の情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

### (林業経営体の定義)

第2条 林業経営体とは、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者とする。

### (林業経営体の公募)

第3条 知事は、県内において造林、保育、伐採その他の森林における施業を行った実績を有する林業経営体のうち、次の登録区分への登録を受けようとする林業経営体を公募する。

(1) 「法の要件に適合する民間事業者」

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者。

(2) 「適合事業者」

森林経営管理法第42条第2項の規定に基づき公表する民間事業者。

(3) 「育成経営体」

林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）3（2）に基づき選定し、「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」へと育成を図る林業経営体。

### (応募申請)

第4条 前条の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、第1号様式又は第2号様式の応募申請書に次の各号を記載した第3号様式、第4号様式その他別表1に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 基本情報（営業内容、営業組織、設立年月日）

(2) 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況）

- (3) 技術者・技能者数に関する情報
- (4) 資本整備に関する情報（林業機械保有台数）
- (5) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (6) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (7) 造林・保育の省力化と低コスト化に関する情報
- (8) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (9) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (10) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (11) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (12) コンプライアンスの確保に関する情報
- (13) 常勤役員の設置に関する情報
- (14) その他知事が定める情報

2 知事は、必要に応じ応募申請者に対して情報提供を求めることとする。

（市町村長による推薦）

第5条 知事は、「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」の登録に係る応募申請に関する情報を整理し、応募申請者が森林経営管理法第37条第2項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の市町村長（以下「関係市町村長」という。）に提示するものとする。

2 関係市町村長は、前項の規定により提示された情報を踏まえ、知事に対し、応募申請者の中から「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」にふさわしい者を推薦することができるものとする。

（登録の実施）

第6条 知事は、第4条による応募があった場合において、当該申請の内容が別記の奈良県林業経営体登録基準に適合すると認めるときは、その応募の内容に関する情報を整理し、第5号様式の林業経営体名簿に登録するものとする。

なお、「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」への登録に応募申請した林業経営体について、「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」の登録基準に適合しないが、「育成経営体」の登録基準に適合する場合は、「育成経営体」として登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を第6号様式により応募申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」に登録したときは、第7号様式により関係市町村に通知するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を第8号様式により応募申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定による「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」への登録を認めなかったときは、第9号様式により関係市町村に通知するものとする。

(登録の有効期間)

- 第7条 前条第1項の登録の有効期間は、知事が登録した日から応募申請者が経営する林業経営体の事業年度（以下「事業年度」という。）の5年目の末日までとする。なお、申請時点において初年度の事業年度が6ヶ月以上の期間を有する場合はその期間を1年目とし、6ヶ月未満の期間である場合は、次期事業年度を1年目とする。
- 2 林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）は、登録の更新を受けることができるものとし、その手続きについては第4条から第6条の規定を準用するものとする。
  - 3 前条第1項の規定による登録は、有効期間が満了する1ヶ月前までに前項の規定に基づく更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(変更の届出)

- 第8条 登録経営体は、主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、第10号様式により知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事項の変更にあっては、その内容が奈良県林業経営体登録基準に適合すると認める場合に限るものとする。
  - 3 知事は、前項の規定による変更登録をしたときは、遅滞なく、その旨を第11号様式により登録経営体に通知するものとする。
  - 4 知事は、第2項の規定による「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」の変更登録をしたときは、第12号様式により関係市町村長に通知するものとする。

(林業経営体名簿の公表)

- 第9条 知事は、林業経営体名簿を県のホームページ上で公表し、閲覧に供するものとする。

(実施状況の報告)

第10条 登録経営体は、応募申請書に記載した内容について毎事業年度の取組状況について、第13号様式の実施状況報告書に第14号様式、第15号様式を添付し、当該報告に係る事業年度の終了後3ヶ月を超えない日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じ登録経営体に対して情報提供を求めることとする。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 公表後、奈良県林業経営体登録基準に適合しなくなったと認められる場合
- (2) 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (3) 登録経営体からの申出があった場合
- (4) 応募申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
- (5) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を第16号様式により当該林業経営体に通知するものとする。ただし、同項第2号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

3 知事は、第1項の規定により「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」の登録を取り消したときは、第17号様式により関係市町村長に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により「法の要件に適合する民間事業者」および「適合事業者」の登録を取り消したときは、当該林業経営体名及び登録を取り消した理由を県のホームページ上で公表するものとする。ただし、同項第2号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

附 則

この要領は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表 1

応募に当たって提出する書類	法の要件に適合する民間事業者		育成経営体	
	個人	法人	個人	法人
申請書（第1号様式）	○	○	—	—
申請書（第2号様式）	—	—	○	○
経営管理に関する情報（第3号様式）	○	○	○	○
登記事項証明書	—	○	—	○
住民票	○	—	○	—
納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）	○	○	○	○
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類				
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する経営体との協定書等の写し	○	○	○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	○	○	○	○
フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し	○	○	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○	○	○
労働者の雇用に関して交付している文書の写し	○	○	○	○
就業規則の写し	○	○	○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○	○	○
修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	○	○	○	○
労働災害の再発防止策が定められた書類の写し	○	○	○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し	○	○	○	○
個人情報の取扱いに関する要領等	○	○	—	—
経理的な基礎に係る添付書類				
経理状況の概要（第4号様式）	○	○	—	—
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	—	○	—	—
青色申告決算書等の写し（直近3年分）	○	—	—	—

中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書 等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが 証明できる書類	△	△	—	—
---	---	---	---	---

- ※ ○印の書類を提出する。ただし、該当がない場合は提出不要とする。
- ※ △印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付する。
- ※ 林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録の情報と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができる。

## 別記

### 奈良県林業経営体登録基準

#### 第1 「法の要件に適合する民間事業者」及び「適合事業者」かどうかを判断する際の基準

「法の要件に適合する民間事業者」及び「適合事業者」かどうかを判断する際の基準は以下のとおりとする。なお、本基準は、森林経営管理法第36条第2項及び第44条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準である。

##### 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

別表2の(1)から(9)までの項目（(1)の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

##### 【例外・留意事項】

① 森林経営管理法施行規則（平成三十年農林水産省令第七十八号）第32条第1項及び第42条第1項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって(1)の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

② 造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が(2)から(7)までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

##### 2. 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

##### (説明)

「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。

- ・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。

- ・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。

- ・ 納付すべき税の未納がないこと。
- ・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

## 第2 「育成経営体」かどうかを判断する際の基準

「育成経営体」かどうかを判断する際の基準は以下のとおりとする。

別表2の(1)～(8)の項目のうち、当該経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。このうち(1)の項目に関しては、①又は②のいずれかを満たしているものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。

別紙2 奈良県林業経営体登録基準

項目	基準		説明
	法の要件に適合する民間事業者 適合事業者	育成経営体	
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等を設けない。</p> <p>「一定の割合」については、5年間で約2割を目安とする。</p> <p>「一定の水準」については、生産量に関し3,000 m<sup>3</sup>/年、生産性に関し間伐4 m<sup>3</sup>/人日、主伐5.5 m<sup>3</sup>/人日を目安とする。</p>
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該経営体が経営管理実施権の設定を受けた森林</li> <li>・当該経営体が作成した森林経営計画の対象森林</li> <li>・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のいずれかとする。</li> </ul> <p>「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。</p> <p>「一定の水準」については、30haを目安とする。</p>

<p>(2)生産管理又は流通合理化等</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること</p>	<p>以下のいずれかに該当すること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること</p>	
<p>(3)造林・保育の省力化低コスト化</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>	

<p>(4)主伐後の再造林の確保</p>	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいけば足りるものとする。</p>	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。</p> <p>イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいけば又は今後取り組む意向を明らかにしていれば足りるものとする。</p>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再造林のいずれか一方を行わない経営体の場合は、もう一方を実施する他の経営体との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず植再造林を行っていること）とする。</p>
<p>(5)生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。</p> <p>ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。</p>	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	<p>「法の要件に適合する民間事業者」の登録基準について、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」については連続していることを要しない。</p>

	<p>ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものとする。</p>		
<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。</p>	<p>「行動規範の策定等」には、経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、法令や規制を確認し、遵守することや伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>

<p>(7)雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</li> <li>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</li> </ul>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</li> <li>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</li> </ul>	<p>「第4条に基づく（中略）取組又はこれに準ずる取組」については、例えば以下の取組が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善</li> <li>リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</li> </ul> <p>「現場作業職員等」には現場作業を行う事業主自身を含むものとする。</p> <p>「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。</p> <p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
---------------------------	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出</li> </ul> <p>オ 過去 3 年以内に休業 4 日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出</li> </ul> <p>オ 過去 3 年以内に休業 4 日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。</p>	
<p>(8)コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者</li> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> </ul>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者</li> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> </ul>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「その他（中略）相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者等とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> </ul> <p>イ 以下のいずれにも該当すること（令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。</li> <li>・ 個人情報取扱いに関する要領などを整備していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> </ul> <p>イ 経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること</p> <p>（令和8年度末までに該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）</p>	
--	--	--	--

<p>(9)常勤役員 の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設 置していること。</p>		
------------------------	------------------------------------	--	--